

平成28年度中野区介護サービス事業所集団指導
「通所介護事業所」に対する質問への回答

【問1】 予防通所介護（東京都資料P. 35～37）について

現在、月1でサービス実施報告書となるものをCMに提出し、それとは別に月1ごとに短期目標に対するモニタリング、おおむね3か月後に長期目標に対する事後アセスメントをCMに提出しています。

予防通所介護計画書と運動器機能向上計画は同一様式で行っています。

月1回のサービス実施報告書とモニタリング(月1ごと)は別々に行う必要がありますか。

【回答】

同時に行うとしても、各々の計画に対して、必要な項目が、明確にわかるように記載されている記録となっていることが必要です。

1 介護予防通所介護計画

○条例第112号第109条第7号

・・・少なくとも一月に一回、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、指定介護予防通所介護の提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、・・・

○施行要領第四の3の6の(2)⑤

・・・介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。・・・

2 運動器機能向上計画

○留意事項第27(2)③オ

利用者の短期目標に応じて、おおむね1か月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。

【問2】 地域密着型

中野区で地域密着型通所介護の「自己点検票」は発行されていますか？もしない場合は、他で代わりになるものをご紹介いただけますか。

【回答】

中野区では「自己点検票」を発行していません。東京都が通所介護用をHPに掲載しています（東京都の資料P. 40参照）が、地域密着型通所介護についても、「定員10名以下の看護師の配置」と「地域との連携等（運営推進会議の設置等）」以外は、通所介護と基準は同じですので、こちらをご活用ください。

【問3】 地域密着型

利用者が引っ越しにより他区からの通所になった場合、保険者に相談は必要なのか？

【回答】

住民票を他区に移し、保険者が他区に変わった場合は、速やかに中野区と新たな保険者の両方に相談してください。集団指導でお伝えしましたとおり、地域密着型は保険者からの指定を受けないと、その方は給付を受けられませんので、十分ご注意ください。

【問4】 共通

爪切りの際、出血を伴うケガをした場合は、事故報告の提出は必要か？（利用者自身による場合と介護職員が行った場合それぞれ）

【回答】

医療機関を受診することなく事業所で止血など軽微な処置で対応した場合は、利用者自身、介護職員を問わず、事故報告の提出は必要ありません。ただし、ヒヤリハットとして記録し、再発防止に努めてください。

医療機関を受診し、医師による治療を行った場合は提出していただく必要があります。